

EU：自転車関連品目の2017年関税率

欧州委員会は、EUの対外的な共通課税のため、合同関税品目分類表(CNコード)を設定しており、毎年10月末に翌年から適用される関税品目分類と関税率を公表している。本年は10月28日付EU官報(No. L294)にて、2017年1月1日より適用となるCNコードと標準関税率が公告された。自転車関連品目の2017年関税率は下記表のとおりである。

2012年より加えられた電動アシスト自転車(EPAC)は、第8711項のモーターサイクル(自動二輪車)に属しているが、従来の8711 90「その他のもの」から、新たに設けられた8711 60「電動原動機を推進力とするもの」に移り、新しいCNコード8711 60 10「連続定格出力250Wを超えない補助電動原動機付きでペダル補助付きの自転車、三輪及び四輪車」が与えられる。併せて同コード8711 60 90「その他のもの」も新設され、モーター出力250Wを超えるいわゆるSpeed Pedelecはこちらに含まれると見られる。なお、関税率6%に変更はない。

表：自転車関連品目の2017年関税率

CNコード	品 目	関税率(%)
4011 50 00	自転車に使用するゴム製の空気タイヤ(新品に限る)	4
4013 20 00	自転車に使用するゴム製のインナーチューブ	4
7315 11 10	自転車及びモーターサイクル用のローラーチェーン	2.7
8414 20 20	サイクル用手押しポンプ	1.7
8512 10 00	自転車に使用する照明または視認性シグナル装置	2.7
8711 60 10	連続定格出力250Wを超えない補助電動原動機付きでペダル補助付きの自転車、三輪車及び四輪車	6
8711 60 90	その他のもの	6
8712 00	自転車及びその他のサイクル(運搬用三輪自転車含む)、ただし原動機付きのものを除く	
8712 00 30	ボールベアリング付き自転車	14
8712 00 70	その他のもの	15
8714	第8711～8713項の車両に関する部分品及び付属品：	
8714 91	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品：	
8714 91 10	フレーム体	4.7
8714 91 30	前ホーク	4.7
8714 91 90	これらの部分品	4.7
8714 92	ホイールリム及びスポーク：	

8714 92 10	リム	4.7
8714 92 90	スポーク	4.7
8714 93 00	ハブ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く)、及び フリーホイール	4.7
8714 94	ブレーキ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む)、 及びこれらの部分品：	
8714 94 20	ブレーキ	4.7
8714 94 90	これらの部分品	4.7
8714 95 00	サドル	4.7
8714 96	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品：	
8714 96 10	ペダル	4.7
8714 96 30	ギヤクランク	4.7
8714 96 90	これらの部分品	4.7
8714 99	その他のもの：	
8714 99 10	ハンドルバー	4.7
8714 99 30	キャリアー	4.7
8714 99 50	ディレーラギヤ	4.7
8714 99 90	その他の部分品	4.7

以 上

出所：2016年10月28日付EU官報（No. L294）